●減免の対象となる障がいの区分と級

手帳の種類	障がいの区分		減免の対象となる障がいの級別(障がいの程度)
	視覚		1級から3級までの各級または4級の1(4級のうち視力の良い 方の眼の視力が0.08~0.1)
	聴覚		2級または3級
身体障害者手帳	平衡機能		3級
	音声機能または言語機能		3級(こう頭が摘出された場合に限る)
	上肢(じょうし)※主に手や腕		1級または2級
	下肢(かし) ※主に足		1級から6級までの各級
	体幹		1級から3級までの各級または5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能	上肢	1級または2級
		移動	1級から6級までの各級
	心臓機能		1級または3級
	じん臓機能 呼吸器機能 ぼうこう又は直腸の機能 小腸の機能		1級または3級
			1級または3級
			1級または3級
			1級または3級
	肝臓機能		1級から3級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1級から3級までの各級
手帳の種類			障がいの程度
療育手帳			療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳の障がいの程度の記載欄に障がいの程度が「〇A(マルエー)」、または「A」判定の表示がある場合
精神障害者保健福祉手帳			「1級」判定の表示があり、かつ障害者総合支援法に規定する <u>精神</u> <u>通院医療を受けている</u> 場合
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じる